

安芸高田市 保育所(園)・こども園(保育所部分) 入所申込のしおり



- ☆ 申請前にご確認ください ☆
- 消えるペンで記入された書類は受付できません
 - 書類に記入漏れはありませんか？（マイナンバー、保護者名など）
 - 必要書類はそろっていますか？
(保護者等の本人確認ができるもの、マイナンバーがわかるものなど)
 - きょうだい一緒に申請する場合、保護者の名前が一致していますか？



2025年11月26日作成

2026年度版

目 次

1. 保育の必要性の認定

①認定制度について	1ページ
②保育認定による利用基準	1ページ
③保育時間について	2ページ

2. 保育所(園)等の入所申込について

①保育所(園)等の入所申込受付について	2ページ
②全ての方が必要な書類	3ページ
③該当される方のみ必要な書類	3ページ
④入所基準に該当する事項を証明する書類	4ページ
⑤申込事項の変更について	4ページ
「申込書」の記入例	5・6ページ

3. 保育料について

①保育料の無償化について	7ページ
②保育所(園)等の保育料の計算方法について	7ページ
③保育料の料金表について	7ページ
④災害などにより被災した場合の保育料の減免について	7ページ
⑤副食費・主食費の無償化について	7ページ

4. 3歳未満児の保育料の負担軽減について

①国の多子軽減	8ページ
②同時入所による多子軽減	8ページ
③安芸高田市独自の多子軽減	8ページ

【保育料表】

「保育標準時間・短時間保育料」	9・10ページ
「保育料軽減フローチャート」	11ページ

5. 保育所(園)等の延長保育・一時預かりについて

①一時預かりについて	12ページ
②延長保育料の徴収について	13ページ

6. 土曜日終日保育について

①利用の手続きについて	14ページ
②土曜日終日保育を行っている保育所(園)等について	14ページ
③土曜日終日保育の保育料について	14ページ

安芸高田市内保育所(園)等の一覧表(保育所(園)等の紹介) 15ページ

1. 保育の必要性の認定

① 認定制度について

保育所（園）・幼稚園・認定こども園を利用する時には教育・保育給付認定というものを受けが必要があります。

教育・保育給付認定では、入所を希望する施設や子どもの年齢や保護者の就労状況等により、子どもにどんな施設の利用が必要なのかを決定します。

認定の種類		対象年齢	認定条件	対象施設	申請先
1号認定	教育認定	3歳以上	なし	○みどりの森保育所 ○ひなさ保育園 ○くるはら保育園 ●ひの川幼稚園 ●向原こばと園 ●甲田いづみこども園	○市役所に申請 ●施設に申請
2号認定	保育認定	3歳以上	以下②の利用基準を満たす場合 認定可能	○吉田保育所 ○みつや保育所 ○可愛保育園 ○入江保育園 ○やちよ保育園 ○かわね保育園 ○みどりの森保育所 ○ひなさ保育園 ○くるはら保育園 ○向原こばと園 ○甲田いづみこども園 ●そらはる保育園 ●ひの川幼稚園 (2歳児クラス)	○市役所に申請 ●施設に申請
3号認定	保育認定	2歳以下			

※園の詳細については、15ページの一覧表をご覧ください。

② 保育認定による利用基準

保護者が次の事情などで、家庭において子どもの保育が困難な場合利用することができます。

- [1] 保護者が家庭外で働いている。
- [2] 保護者が家庭内で家事以外の仕事をしている。
- [3] 母親が出産前後である。
(この場合の入所期間は出産前3ヶ月、出産後3ヶ月です)
- [4] 保護者が病気やケガの治療中もしくは心身に障害がある。
(病気やケガの場合の入所期間は病院の診断書に基づく診療期間です)
- [5] 保護者が同居の病人や心身障害者の世話をしている。
- [6] 震災・風水害・火災、その他の災害の復旧にあたっている。
- [7] 保護者が親族を介護又は看護している。
- [8] 保護者が就学している場合。
- [9] 虐待・DVのおそれがある場合。
- [10] その他、保育が必要だと安芸高田市長が認める場合。

※求職活動については、保育所（園）等に空きがあれば3ヶ月のみ入所できます。3か月間の間に就労できなかった場合、一度退所となり、入所を希望する場合、再度申請が必要です。

以上の理由に該当しない場合は、幼稚園または私立認定こども園（幼稚園部分）の利用をご検討ください。

③ 保育時間について

保育時間には「**保育標準時間**」と「**保育短時間**」の2種類があります。

- 「**保育標準時間**」の保育基本時間は、7時30分から18時30分です。
 - 「**保育短時間**」の保育基本時間は、8時30分から16時30分です。
- ※保育時間は、保育の認定理由や勤務時間などによって決定されます。

2. 保育所（園）等の入所申込について

① 保育所（園）等の入所申込受付について

- ・年度当初（2026年4月）から

申込書の配布	2025年12月1日（月）～
配布場所	児童保育課、各支所窓口係で配布します。 安芸高田市ホームページからダウンロードも可能です。 すでに保育所（園）等に入所（園）中の場合、書類は保育所（園）等を通じてお渡しします。
受付期間	2025年12月1日（月）～2026年1月9日（金） (※先着順ではありません。受付期間内にご提出ください。)
申込書の提出先	児童保育課または各支所窓口係（郵送の場合は児童保育課） 開庁時間 9:00～17:00
入所の決定通知	3月上旬に、郵送で調整結果を通知予定です。
新年度入所の注意事項	申請理由が求職活動の方は、4月入所を受け付けておりません。

- ・年度途中（2026年5月以降）から

申込書の配布	随時
配布場所	児童保育課、各支所窓口係で配布します。 安芸高田市ホームページからダウンロードも可能です。
受付期間	随時受付 入所を希望する月の、前月10日までに申し込んでください。 (10日が休庁日の場合、前日の開庁日になります。)
申込書の提出先	児童保育課または各支所窓口係（郵送の場合は児童保育課） 開庁時間 9:00～17:00
入所の決定通知	入所調整終了後、郵送で調整結果を通知します。

※申請状況によっては第一希望以外の施設に入所していただいたり、入所待ちとなることもあります。

育児休業や産後休暇後の職場復帰に伴う入所の場合は、**入所希望日の2ヶ月前から申請できます**。また、復帰日を〇日目として、最大14日前からの入所申請（ならし保育）が可能です。
(※ならし保育は職場復帰の方のみ受け付けます。)

在園児の保護者が育児休業を取得した場合、育児休業期間の間、在園児の教育・保育給付認定期間を継続することができます。（育児休業期間の確認のため、就労証明書の再提出が必要です。）

安芸高田市外の保育所（園）等を希望される場合、市町村間で調整が必要ですので、事前にご相談ください。

申込に関するお問い合わせは、児童保育課（47-1283）へご連絡ください。

② 全ての方が必要な書類

提出又は提示書類	対象者	注意事項
・教育・保育給付認定申請書兼施設入所申込書 （※1）	入所対象子ども全員	※1 個人番号記載欄に個人番号（マイナンバー）の記入をしてください。裏面も漏れなく記入してください。
・個人番号がわかるもの（※2） 【個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号が記載された住民票】	同居者全員	※2 記入いただいた全員分の個人番号がわかるものを窓口で提示していただきます。
・本人確認ができるもの（※3） 【運転免許証・マイナンバーカード等の顔写真つきのものはいずれか1点】 もしくは 【健康保険資格確認証・年金手帳等顔写真のないものはいずれか2点】	保護者 （※4）	※3 窓口で提示もしくは <u>写しを添付</u> してください。
	又は 窓口来所者 (世帯員)	※4 『保護者』とは教育・保育給付認定申請書兼施設入所申込書の右上に記入した氏名の方です。
・入所基準に該当する事項の証明書 (就労証明書 等) ※発行日から3ヶ月以内のもの	父母または 養育者	・同時に兄弟姉妹の保育所（園）等の入所申請、又は児童クラブの申請に添付された場合は省略可能です。 ・就労証明書に雇用期間が記入されている場合、期間終了後に再度証明書の提出をお願いします。
・保育所（園）等入所調査票 (現況届の場合、引き続き同じ園での申込時は不要、転園は必要)	入所対象 子ども全員	・食物アレルギー等対応食が必要な場合には、別途診断書等が必要ですので、お問い合わせください。

※郵送の場合は、個人番号・本人確認書類等の写しと、書類の添付が必要です。

③ 該当される方のみ必要な書類

提出又は提示書類	注意事項
同一世帯（※5）に所持している方がいる場合 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当の受給状況がわかる書類 ・国民年金障害基礎年金証書	※5 同一世帯とは住民票上の世帯で同一となる場合です。 ・ <u>写しを提出してください。</u>
父母または養育者が、2025年1月1日以降または2026年1月1日以降に転入された場合 ・市町村民税課税台帳記載事項証明書 ※転入前の住所地に課税額の照会が出来なかった場合、後日提出をお願いする事があります。	2025年1月1日以降の場合 ・4月～8月入所の場合のみ必要です。 2026年1月1日以降の場合 ・4月～8月入所の場合、2025年度分が必要です。 9月以降入所の場合は、新年度分が必要です。 (新年度分は6月以降取得可能です。)

④ 入所基準に該当する事項を証明する書類

入所基準に該当する事項を証明する書類は、次のとおりです。なお、2人以上の子どもを同時に申し込む場合は、原本1枚と他はコピーで可能です。

証明対象者 (父母または養育者)	必要書類	証明者・注意事項
専業農家の方	就労証明書	
専業農家の従業員	就労証明書	専業農家代表者
自営業の代表者の方	就労証明書	
自営業の代表者以外の方	就労証明書	自営業の代表者
妊娠・出産	母子健康手帳	母子健康手帳の氏名・出産予定日が確認できるページのコピー
疾病、家族の介護	申立書と 介護保険被保険者証（写）	診断書も可
求職活動	申立書	
就学	申立書と在学証明書	
災害復旧	申立書とり災証明書	

※農業協力（家族の農業を無給で手伝うこと）の場合は入所要件に当たりません。

お子様が3歳以上の場合、1号認定（幼稚園）の利用をお願いします。

⑤ 申込事項の変更について

お子様が保育所（園）に入所中以下のような状況変更があった場合は、支給認定内容が変更となりますので、必ず市役所児童保育課にお知らせください。

変更内容により、「保育所（園）等入所（園）児童状況変更届」や「就労証明書」等の提出が必要になります。

- ・転居に伴い住所変更する場合
 - ・世帯構成の変更（分離、婚姻、離婚等）があった場合
 - ・保護者の就職、転職、退職、就労時間の変更があった場合
 - ・保育の必要量を変更する場合
- など

※支給認定内容の変更は、原則、状況変更の申請を
いただいた月の翌月1日からとなります。



申込書の記入例

〇〇年〇〇月〇〇日
安芸高田市長様

提出日を記入してください。

裏面の保護者氏名と同一の人にしてください。

安芸 高夫

次の通り、施設型給付費・施設型保育給付費を申請し、保育所・

申請に係る 小学校就学前 子ども	氏名		に伴い、本人確認が必要となりますので、別紙チェックリストをご確認ください。	
	(ふりがな)	あき たろう	性別	障害者手帳の有無
	安芸 太郎		〇〇年〇月〇日生	<input checked="" type="radio"/> 男・女
個人番号	1111111111111111		2025.4.1時点での年齢(〇)歳	
保護者 住所・連絡先	(住所) 安芸高田市 ○○町△△○○○			
	(連絡先) 携帯: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			
認定証番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。			
保育の希望の 有無(※)	<input checked="" type="radio"/>	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用		
	<input type="radio"/>	を希望する場合は、 幼稚園等の保育機関に登録する場合は、		

(※) 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(幼稚園等)をいいます。
「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部公)をいいます。

- 「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。

- 「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は⑤～⑧に

①世帯の状況

区分		【上段】氏名 【下段】個人番号	子どもとの続柄	生年月日	性別	職業 又は 学校名等	障手	(当)年度分 市町村民税 課税の有無
子どもの世帯員	(ふりがな) あき たかお 安芸 高夫 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	父	昭和〇〇年〇月〇〇日生	(男)・女	FF会社 AA会社	有(○) 無(○)	有(○) 無(○)	
	(ふりがな) あき たかこ 安芸 高子 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3							
	(ふりがな) あき はなこ 安芸 花子 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	母	昭和〇〇年〇月〇〇日生	男(○)・女(○)	BB銀行	有(○) 無(○)	有(○) 無(○)	
	(ふりがな) あき いちろう 安芸 一郎 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5							
	(ふりがな) あき ももこ 安芸 桃子 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	姉	平成〇〇年〇月〇〇日生	男(○)・女(○)	CC小学校	有(○) 無(○)	有(○) 無(○)	
	(ふりがな) あき いちろう 安芸 一郎 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5							
	(ふりがな) あき ももこ 安芸 桃子 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	祖父	昭和〇〇年〇月〇〇日生	(男)・女	DD建設	有(○) 無(○)	有(○) 無(○)	
	(ふりがな) あき ももこ 安芸 桃子 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6							
	(ふりがな) あき ももこ 安芸 桃子 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	祖母	昭和〇〇年〇月〇〇日生	男(○)・女(○)	EE商事	有(○) 無(○)	有(○) 無(○)	
	(ふりがな) あき ももこ 安芸 桃子 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6							
生活保護の適用の有無		適用無し(○)・適用有り(○)		()		保護開始()		

②利用を希望する期間、希望する施設(事業所)名

○○年○月○○日から				年	月	日	・	就学前	まで
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由						事業所番号*		
	第1希望	○○保育所	(理由)	自宅から近いため					
	第2希望	□□保育園	(理由)	勤務先から近いため					
	第3希望	△△保育所	(理由)	自宅から近いため					
	第4希望	在園児の方で保育所(園)等を変更したい場合は、印字を二重線で消し、希望する保						利用希望する施設を第3希望まで記入してください。	
	第5希望								

- * 印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。
 - 字は楷書ではっきりと書いてください。
 - 裏面も記入してください。

在園児の方で保育所(園)等を変更したい場合は、印字を二重線で消し、希望する保育所(園)等を記入してください。

利用希望する施設を第3希望まで
記入してください

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

記入例(裏)

続柄	必要とする理由	備考
父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病的状況など)))
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病的状況など)))
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外	
希望する利用時間	利用曜日 月・火・水・木・金・土	利用時間 8時00分から 18時00分まで
希望する保育必要量	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間(8時間以上11時間未満) · <input type="checkbox"/> 保育短時間(8時間未満)	

④税情報等の提供・安芸高田市多子世帯軽減申請に当たっての署名欄

市町村が子どものための教育・保育給付認定等に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。
 安芸高田市の保育料多子世帯負担軽減措置を申請し、市税等の滞納の有無を確認するため、担当部署へ問い合わせること。
 入所申込書類等で第2子以降であることが確認できない場合、市町村の戸籍担当課へ問い合わせること。
 また、これらの情報について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 安芸 高夫

※世帯員の居住地について

前年、当年の1月1日時点の居住地が当市町村ではない世帯員の有無 (有 · 無)
(対象となる世帯員の氏名 · 当時の居住地)

該当される方が、父母の場合、父母の市町村民税課税額のわかる書類(証明書)を提出してください。

※土曜日の午後保育を希望される場合、事前に各園へ申し込みが必要です。

詳細は、各園へ直接、お問い合わせください。

* 市町村記載欄

受付年月日	年 月 日	認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否 (否とする理由)	年 月 日 認定			<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)
支給(入所)の可否		教育・保育給付認定期間		契約期間
可・否 (否とする理由)		自 至 年 年 月 月 日 日	自 至 年 年 月 月 日 日	
[<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型]	入所施設(事業者)名	年度 利用施設名		
<input type="checkbox"/> 認定こども園 (口連 口幼 (口幼 口保) 口保 (口保 口幼) 口地 (口幼 口保)) <input type="checkbox"/> 幼稚園 口保育所 口地域型 (口小 口家 口居 口事) 口第一希望施設と同施設				
保護者の身元確認	無・有 (<input type="checkbox"/> 個力 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> パ <input type="checkbox"/> 障 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> その他 ())			
備考				

* 施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	年 月 日	(事業所番号 :)	
施設(事業者)名			
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)		
利用契約(内定)の有無	有 (契約・内定 (年 月 日 契約(内定)) · 無)		
備考			

3. 保育料について

① 保育料の無償化について

3歳以上児（年少クラス・年中クラス・年長クラス）の子ども（1号認定は満3歳）、非課税世帯で3歳未満児（0歳児クラス・1歳児クラス・2歳児クラス）の子どもは、国の制度により保育料が無償化されます。

② 保育所（園）等の保育料の計算方法について

保育料は、原則として保育所（園）等に入所される子どもと同一世帯の父母の市民税所得割額で決まります。

2026年4月から8月分の保育料は、2025年度の市民税所得割額で決定します。2026年9月から3月分の保育料は、2026年度の市民税所得割額で決定します。

よって、保育料は毎年9月に見直しされます。（ただし、国の制度が変更された場合は、隨時見直しを行います。）

③ 保育料の料金表について

保育標準時間または保育短時間の区分によって、料金表も区分します。

9・10ページの「保育標準時間・短時間保育料」をご覧ください。

※ 認可外保育所は独自の料金設定がありますので、直接園にお問い合わせください。

④ 災害などにより被災した場合の保育料の減免について

災害などにより自宅が半壊もしくは全壊した場合、または通所している保育所（園）等が災害などにより閉鎖した場合、保育料が減免される場合があります。

⑤ 副食費・主食費の無償化について【安芸高田市単独事業】

3歳児以上の主食費（お米など）副食費（おかず）について、補助を行っています。

区分	主食費（お米など）	副食費（おかず）
市民税所得割 77,100 円以下の世帯	国の補助により無償	市の補助により無償
市民税所得割 77,101 円以上の世帯		市の補助により無償

※安芸高田市民の方が市外の保育施設を利用（広域入所）する場合、安芸高田市の基準額以内の給食費について無償化します。



4. 3歳未満児の保育料の負担軽減について

① 国の多子軽減

保護者と生計を同一にする3歳未満の子どものうち、第2子目以降の子どもが保育所（園）等に入所し、世帯の市町村民税の所得割額が57,700円未満である場合の保育料は、第2子目が半額、第3子目以降は無料となります。ただし、ひとり親家庭等（ひとり親家庭もしくは在宅障害児（者）がいる世帯）は、世帯の市町村民税の所得割額が77,101円未満である場合の保育料は、第1子目が半額、第2子目以降は無料となります。

② 同時入所による多子軽減（①に該当する世帯を除く）

同一世帯から2人以上の子どもが保育所（園）等・幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）に入所している場合は、保育料が下の表のとおりとなります。

入所されている子どもが	1人目の場合	表に定める額
	2人目の場合	表に定める（ ）内の額
	3人目以降の場合	無料

③ 安芸高田市独自の多子軽減（①または②に該当する世帯を除く）【安芸高田市単独事業】

保護者と生計を同一にする3歳未満の子どものうち、世帯の市町村民税の所得割額が57,700円以上の場合でも、18歳以下の兄弟姉妹がいる場合、保育料が第2子半額、第3子以降無料となります。ただし、次のすべての事項に該当される方になります。

- ・適用を受けるため、入所申込み時に裏面の同意書に同意していること。
- ・適用を受けようとする子どもが、安芸高田市に住所がある第2子以降の子どもであること。
- ・市税等（保育料・市税・住宅使用料等）を完納していること。

※詳しくは、11ページの「保育料軽減フローチャート」をご覧ください。



【一般世帯】保育標準時間・短時間保育料

(2号・3号認定 11時間保育 保育料基準額表)

(単位:円)

標準時間 月額保育料			
市階層	定義	3歳未満	3歳以上
1	生活保護世帯	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0
3-1	均等割のみ課税世帯	10,000 (5,000)	0
3-2	所得割の額が 24,300円未満	14,000 (7,000)	0
3-3	所得割の額が 24,300円以上 48,600円未満	17,000 (8,500)	0
4-1A	所得割の額が 48,600円以上 57,700円未満	19,000 (9,500)	0
4-1B	所得割の額が 57,700円以上 60,700円未満	19,000 (9,500)	0
4-2	所得割の額が 60,700円以上 72,800円未満	22,000 (11,000)	0
4-3	所得割の額が 72,800円以上 84,900円未満	26,000 (13,000)	0
4-4	第1階層を除き、前年度分 の市町村民 税の額の区 分が次の区 分に該当する 世帯	30,000 (15,000)	0
5-1	所得割の額が 97,000円以上 115,000円未満	33,000 (16,500)	0
5-2	所得割の額が 115,000円以上 133,000円未満	36,000 (18,000)	0
5-3	所得割の額が 133,000円以上 151,000円未満	39,000 (19,500)	0
5-4	所得割の額が 151,000円以上 169,000円未満	42,000 (21,000)	0
6-1	所得割の額が 169,000円以上 213,000円未満	44,000 (22,000)	0
6-2	所得割の額が 213,000円以上 257,000円未満	49,000 (24,500)	0
6-3	所得割の額が 257,000円以上 301,000円未満	56,000 (28,000)	0
7	所得割の額が 301,000円以上 397,000円未満	64,000 (32,000)	0
8	所得割の額が 397,000円以上	82,000 (41,000)	0

(2号・3号認定 8時間保育 保育料基準額表)

(単位:円)

短時間 月額保育料			
市階層	定義	3歳未満	3歳以上
1	生活保護世帯	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0
3-1	均等割のみ課税世帯	9,500 (4,750)	0
3-2	所得割の額が 24,300円未満	13,300 (6,650)	0
3-3	所得割の額が 24,300円以上 48,600円未満	16,100 (8,050)	0
4-1A	所得割の額が 48,600円以上 60,700円未満	18,000 (9,000)	0
4-1B	所得割の額が 48,600円以上 60,700円未満	18,000 (9,000)	0
4-2	所得割の額が 60,700円以上 72,800円未溎	20,900 (10,450)	0
4-3	所得割の額が 72,800円以上 84,900円未溎	24,700 (12,350)	0
4-4	第1階層を除き、前年度分 の市町村民 税の額の区 分が次の区 分に該当する 世帯	28,500 (14,250)	0
5-1	所得割の額が 97,000円以上 115,000円未満	31,300 (15,650)	0
5-2	所得割の額が 115,000円以上 133,000円未満	34,200 (17,100)	0
5-3	所得割の額が 133,000円以上 151,000円未満	37,000 (18,500)	0
5-4	所得割の額が 151,000円以上 169,000円未満	39,900 (19,950)	0
6-1	所得割の額が 169,000円以上 213,000円未満	41,800 (20,900)	0
6-2	所得割の額が 213,000円以上 257,000円未満	46,500 (23,250)	0
6-3	所得割の額が 257,000円以上 301,000円未満	53,200 (26,600)	0
7	所得割の額が 301,000円以上 397,000円未満	60,800 (30,400)	0
8	所得割の額が 397,000円以上	77,900 (38,950)	0

- ① 年齢の基準日は、4月1日とする。
- ② ()内の額は、入所している子の2人目の額。3人目以降は無料。
- ③ 18歳以下の兄弟姉妹の第2子は半額とし、第3子以降は無料とする。ただし、上記②と比べて減免額が多い方を適用する。
- ④ 3歳以上児(年少児)からは保育料無償化のため、保育料無料。
- ⑤ 3歳以上児(年少児)の1階層から4-1A階層は国の副食費徴収免除加算対象者。4-1B階層以上は、市の副食費補助対象者。

【在障・ひとり親世帯等】保育標準時間・短時間保育料

(2号・3号認定 11時間保育 保育料基準額表)

(単位:円)

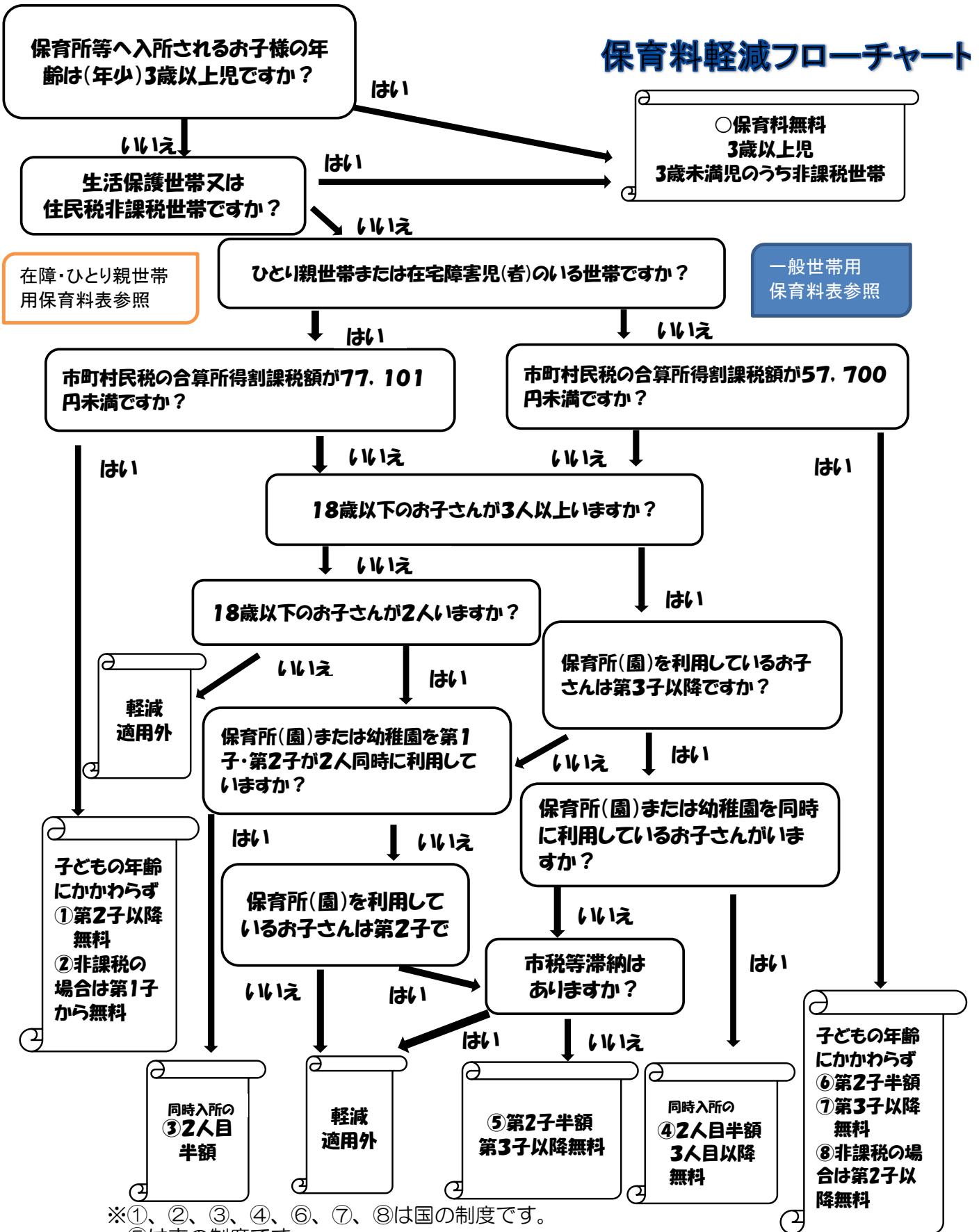
標準時間 月額保育料			
市階層	定義	3歳未満	3歳以上
1	生活保護世帯	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0
3-1	均等割のみ課税世帯	4,500 (0)	0
3-2	所得割の額が24,300円未満	6,500 (0)	0
3-3	所得割の額が24,300円以上48,600円未満	8,000 (0)	0
4-1	所得割の額が48,600円以上60,700円未満	9,000 (0)	0
4-2	所得割の額が60,700円以上72,800円未満	9,000 (0)	0
4-3A	所得割の額が72,800円以上77,101円未満	9,000 (0)	0
4-3B	所得割の額が77,101円以上84,900円未満	26,000 (13,000)	0
4-4	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	30,000 (15,000)	0
5-1	所得割の額が97,000円以上115,000円未満	33,000 (16,500)	0
5-2	所得割の額が115,000円以上133,000円未満	36,000 (18,000)	0
5-3	所得割の額が133,000円以上151,000円未満	39,000 (19,500)	0
5-4	所得割の額が151,000円以上169,000円未満	42,000 (21,000)	0
6-1	所得割の額が169,000円以上213,000円未満	44,000 (22,000)	0
6-2	所得割の額が213,000円以上257,000円未満	49,000 (24,500)	0
6-3	所得割の額が257,000円以上301,000円未満	56,000 (28,000)	0
7	所得割の額が301,000円以上397,000円未満	64,000 (32,000)	0
8	所得割の額が397,000円以上	82,000 (41,000)	0

(2号・3号認定 8時間保育 保育料基準額表)

(単位:円)

短時間 月額保育料			
市階層	定義	3歳未満	3歳以上
1	生活保護世帯	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0
3-1	均等割のみ課税世帯	4,250 (0)	0
3-2	所得割の額が24,300円未満	6,150 (0)	0
3-3	所得割の額が24,300円以上48,600円未満	7,600 (0)	0
4-1	所得割の額が48,600円以上60,700円未満	8,550 (0)	0
4-2	所得割の額が60,700円以上72,800円未満	8,550 (0)	0
4-3A	所得割の額が72,800円以上77,101円未満	8,550 (0)	0
4-3B	所得割の額が77,101円以上84,900円未満	24,700 (12,350)	0
4-4	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	28,500 (14,250)	0
5-1	所得割の額が97,000円以上115,000円未満	31,300 (15,650)	0
5-2	所得割の額が115,000円以上133,000円未満	34,200 (17,100)	0
5-3	所得割の額が133,000円以上151,000円未満	37,000 (18,500)	0
5-4	所得割の額が151,000円以上169,000円未満	39,900 (19,950)	0
6-1	所得割の額が169,000円以上213,000円未満	41,800 (20,900)	0
6-2	所得割の額が213,000円以上257,000円未満	46,500 (23,250)	0
6-3	所得割の額が257,000円以上301,000円未満	53,200 (26,600)	0
7	所得割の額が301,000円以上397,000円未満	60,800 (30,400)	0
8	所得割の額が397,000円以上	77,900 (38,950)	0

- ① 年齢の基準日は、4月1日とする。
- ② ()内の額は、入所している子の2人目の額。3人目以降は無料。
- ③ 第2・3階層・第4階層の一部については、ひとり親世帯や在宅障害児(者)のいる世帯についての減免がある。
- ④ 18歳以下の兄弟姉妹の第2子は半額とし、第3子以降は無料とする。ただし、上記②と比べて減免額が多い方を適用する。
- ⑤ 3歳以上児(年少児)からは保育料無償化のため、保育料無料。
- ⑥ 3歳以上児(年少児)の1階層から4-3A階層は国の副食費徴収免除加算対象者。4-3B階層以上は、市の副食費補助対象者。



5. 保育所（園）等の延長保育・一時預かりについて

①一時預かりについて

保育所（園）等に入所していなくても、一時的に保育を受けることができるサービスです。

一時預かりは、みどりの森保育所・ふなさ保育園・くるはら保育園・可愛保育園・入江保育園・やちよ保育園・向原こばと園・甲田いづみこども園で実施しています。

事前の会員登録と予約が必要となる場合がありますので、利用を希望される場合は、各保育所（園）に直接お問い合わせください。

※安芸高田市社会福祉協議会（保育室ふわふわ）は2025年12月末までの実施、2026年1月からは吉田保育所での実施となりますのでご注意ください。

• 2025年12月末まで

施設名	電話番号
安芸高田市社会福祉協議会 (保育室ふわふわ)	47-1131



• 2026年1月から

施設名	電話番号
吉田保育所	42-0662



②延長保育料の徴収について

保育標準時間と保育短時間それぞれに延長保育料を設定します。

延長保育料には減免措置は有りません。減免されている第2子・第3子以降の子どもについても延長保育料は規定の金額をいただきます。

1. 保育標準時間（7：30～18：30）延長保育料

	定義	金額	徴収方法等
公立	延長保育料	1時間あたり 100円 ※上限額はありません。	・認定時間外の利用について徴収 ・毎月月末締めの翌月納付書払い
私立	延長保育料	各園にお問い合わせください	・認定時間外の利用について徴収 ・各園で徴収します

2. 保育短時間（8：30～16：30）延長保育料

	定義	金額	徴収方法等
公立	延長保育料	1時間あたり 100円 ※上限額はありません。	・認定時間外の利用について徴収 ・毎月月末締めの翌月納付書払い
私立	延長保育料	各園にお問い合わせください	・認定した時間外の利用について徴収 ・各園で徴収します



6. 土曜日終日保育について

① 利用の手続きについて

土曜日午後の保育が必要な場合は、事前の申請が必要です。

※午前保育につきましては、各保育所（園）で実施しております。

② 土曜日終日保育を行っている保育所（園）等について

保育所（園）		終日保育の実施場所	利用基準	申請方法
公立	くるはら保育園 (午前保育のみ実施)	ふなさ 保育園 (合同保育) ※ふなさ保育園へ直接登園	保護者のいすれもが、土曜日に勤務している等により子どもを保育できない理由がある場合に利用できます。	土曜日終日保育を希望する週の水曜日までに、普段利用している保育所（園）へ利用申込書を提出してください。
	かわね保育園 (午前保育のみ実施)	各保育所で終日保育を実施		
	上記以外の保育所（園）	各保育所で終日保育を実施		
私立	各保育所（園）	各保育所で終日保育を実施	各保育所（園）へ直接お問い合わせください。	

③ 土曜日終日保育の保育料について

土曜日終日保育の保育料は、月額の保育料に含まれておりますので、追加徴収はありません。（延長保育料はかかります。）



保育所（園）等の紹介

保育所（園）等名		住 所	運営主体	定員	開所時間	主な事業
保育所	吉田保育所 TEL 42-0662	吉田町吉田1998	【公立】社会福祉法人報正会	120	平 日 7:30~19:00 土曜日 7:30~19:00	・地域子育て支援センター (育児相談・園庭開放など) ・一時預かり（2026年1月から） ・入所対象年齢：1歳児～5歳児 ※1・2歳児の入所について 3歳以上の兄姉と入所の場合は受入可能。また、みつや保育所の入所状況によっては受入可能になる場合あり。
	可愛保育園 TEL 43-1776	吉田町山手647	【私立】社会福祉法人愛心会	70	平 日 7:15~19:00 土曜日 7:15~19:00	・乳児保育（生後2ヶ月から受入） ・一時預かり ・園庭開放
	入江保育園 TEL 43-1011	吉田町上入江1986-1	【私立】社会福祉法人報正会	40	平 日 7:30~19:00 土曜日 7:30~19:00	・乳児保育（生後2ヶ月から受入） ・一時預かり ・園庭開放
	やちよ保育園 TEL 52-3048	八千代町上根1392	【私立】社会福祉法人八千代愛児会	70	平 日 7:30~19:00 土曜日 7:30~19:00	・地域子育て支援センター ・乳児保育（生後3ヶ月から受入） ・一時預かり ・園庭開放
	かわね保育園 TEL 58-0259 (2025年時点で休園中)	高宮町川根2749-1	【公立】安芸高田市	30	平 日 7:30~18:30 土曜日 7:30~13:00	・乳児保育（生後2ヶ月から受入） ・園庭開放
	みつや保育所 TEL 42-1328	吉田町吉田1786	【公立】社会福祉法人報正会	60	平 日 7:30~19:00 土曜日 7:30~19:00	・入所対象年齢：3歳未満児 ・乳児保育（生後2ヶ月から受入） ・園庭開放 ・体験入園
認定こども園	みどりの森保育所 TEL 54-0880	美土里町本郷1714-2	【公立】安芸高田市	80 (うち1号認定9人)	平 日 7:30~19:00 土曜日 7:30~19:00	・地域子育て支援センター ・乳児保育（生後2ヶ月から受入） ・園庭開放 ・一時預かり
	ふなさ保育園 TEL 57-0007	高宮町佐々部531	【公立】安芸高田市	60 (うち1号認定9人)	平 日 7:30~19:00 土曜日 7:30~19:00	・地域子育て支援センター ・乳児保育（生後2ヶ月から受入） ・園庭開放 ・一時預かり
	くるはら保育園 TEL 57-1633	高宮町原田3380-4	【公立】安芸高田市	60 (うち1号認定9人)	平 日 7:30~19:00 土曜日 7:30~13:00	・地域子育て支援センター ・乳児保育（生後2ヶ月から受入） ・園庭開放 ・一時預かり
	向原こばと園 TEL 46-7022	向原町坂350	【私立】社会福祉法人三條会	75 (うち1号認定15人)	平 日 7:00~19:30 土曜日 7:00~19:30	・地域子育て支援センター ・乳児保育（生後2ヶ月から受入） ・園バス送迎 ・園庭開放 ・一時預かり
	甲田いづみこども園 TEL 45-7270	甲田町高田原2500-3	【私立】社会福祉法人三條会	115 (うち1号認定15人)	平 日 7:00~19:30 土曜日 7:00~19:30	・地域子育て支援センター ・乳児保育（生後2ヶ月から受入） ・園バス送迎 ・園庭開放 ・一時預かり ・病児、病後児保育
認可外保育所	清風会そらはる保育園 TEL 090-9137-2053	吉田町竹原1747	【私立】社会福祉法人清風会	19	月～土 7:30~18:30 祝日も開所	・入所対象年齢：3歳未満児 ・乳児保育（生後2ヶ月から受入） ・園庭開放 ・一時預かり
	ひの川幼稚園 (2歳児クラス) TEL 52-2203	八千代町佐々井1540-3	【私立】学校法人ひの川学園	3	平 日 8:00~18:00 土曜日 9:00~16:00	・3歳児クラス以上は幼稚園を利用 ・園庭開放 ・園バス送迎

* 園庭開放は全園行っていますが、日を決めて実施している所と随時の所があります。

